参考資料３

アドバイザリーボード規則

平成27年４月１日
規則第５号
改正　平成28年４月１日規則第41号
令和２年３月26日規則第18号
令和４年１月31日規則第10号

(目的)

第１条　この規則は、組織規程(平成27年規程第４号)第５条第２項の規定に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)に設置されるアドバイザリーボードに関する事項について定めることを目的とする。

(任務)

第２条　アドバイザリーボードは、理事長の求めに応じて、機構の業務について助言する。

(構成)

第３条　アドバイザリーボードは、15人以内の委員をもって構成する。

２　アドバイザリーボードに議長を置き、委員の互選により選任する。

３　議長は、会議の事務を総理する。

４　議長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委嘱)

第４条　委員は、有識者のうちから理事長が委嘱する。

(任期等)

第５条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項ただし書の規定により再任された場合の任期は、２期４年を限度とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

３　欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密保持義務)

第６条　委員は、機構の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第７条　アドバイザリーボードに関する事務は、経営企画部経営企画課が担当する。

(その他)

第８条　この規則に定めるもののほか、アドバイザリーボードの運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附　則

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則(平成28年４月１日規則第41号)

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則(令和２年３月26日規則第18号)

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則(令和４年１月31日規則第10号)

この規則は、令和４年１月31日から施行する。